

一般名処方と長期収載品の選定療養について

【一般名処方について】

一般名処方とは、医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称（有効成分の名称）で処方を行うことを言います。これにより、有効成分・効能効果が同一であれば、先発医薬品・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の区別なく、自由にお薬を選ぶことができるようになります。

また、一般名処方であれば、医薬品の安定的な供給が難しい状況にあっても、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

【長期収載品の選定療養について】

2024 年の診療報酬改定により、同年 10 月から長期収載品の選定療養の制度が開始されます。この制度は、患者さまのご希望を踏まえて長期収載品を処方した場合に、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者さまにご負担いただくものです。ただし、医師が、医療上の必要性があると判断した場合や、後発医薬品の提供が困難な場合は対象外となります。

ご不明な点はご相談ください。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

※ 長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年以上が経過しているものや後発品置換率が 50%以上のものなどの要件に該当する医薬品です。対象医薬品は、厚生労働省のホームページで公表されています。

※ 選定療養とは、保険診療と保険外診療を併用できる制度のひとつであり、保険外診療にあたるものです。保険給付ではないため、消費税が別途かかります。